

第 3 0 回議会運営委員会記録

令和 6 年 8 月 2 6 日

【開催日】 令和6年8月26日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時25分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	森山喜久
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 1 一般質問の在り方について
- 2 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について
- 3 陳情書(議員研修会を含め様々な会合の公開を検討することを求める陳情)について
- 4 その他

午前9時 開会

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまより、第30回議会運営委員会を開催いたします。付議事項1点目、一般質問の在り方についてです。前回までに二つの論点がありました。一つは、現状の70分の一般質問の時間をどのようにするかです。もう一つは、通告書の件です。なお、前回の議会運営委員会の最後に、時間も含めてですが、通告書に関してもこの9月定例会から変更をお願いしたいということで、高松議長から

諮問されております。一般質問の時間と通告書については、委員会で決定したいと思っております。では、まず時間についてです。前回までの議会運営委員会の流れですと、みらい21の大井委員と創政会の伊場委員は、議員の持ち時間を30分にしましょうと。そして、執行部の持ち時間に関しては時間制限はないということでした。二つの会派はそういう結論が前回までに出ておりました。至誠一心会の笹木委員にお聞きます。前回、至誠一心会としては、議員の持ち時間30分、執行部の答弁時間も30分と、つまり、双方30分と規定するということでした。先の2会派とは意見が違っていました。その辺りルール決めも含めて至誠一心会のお考えをお聞きしたいです。

笹木慶之委員 以前も申し上げましたが、もう一度申し上げておきたいと思います。我々の会派といたしましては、いろいろな角度で検討しましたが、やはり執行部から質問される事項、そしてそれに対する回答については、お互いの立場を理解し合いながら、持ち時間をウィン・ウィンで考えていくべきではないかということになりました。そのような方向性で決めています。

宮本政志委員長 前回もそう言われていますね。議員の持ち時間を30分、執行部の答弁時間を30分、合計で60分としたいということですか。

笹木慶之委員 そうです。

宮本政志委員長 ルールづくりという面では、会議規則なり申し合わせ事項なり基本条例なり、一般質問は大体この三つにうたってあるんです。そこも含めてもう少し詳しく至誠一心会の御意見をお聞きしたいんです。

笹木慶之委員 我々といたしましては、取りあえずは申し合わせ事項で確認して処理すべき事案ではないかと思っています。

宮本政志委員長 取りあえずとはどういうことですか。

笹木慶之委員 現行の中ではということです。

宮本政志委員長 申し合わせ事項の辺りをもう少し詳しく言ってください。つまり、冒頭で言ったとおり、みらい21と創政会の考えは、議員の持ち時間30分、執行部は答弁制限なしだと。至誠一心会は、議員の持ち時間30分、執行部の答弁30分だということで、今、意見が割れているんです。至誠一心会から詳細を聞いてから議論に入りたいと思っています。例えば、申し合わせ事項のどの辺のことを会派で打ち合わせていらっしゃるんですか。

笹木慶之委員 今、手元に申し合わせ事項の修正案はないですが、決定方法の方向性としては申し合わせ事項で取り計らうべきじゃないかということで、会派としては協議している途中です。

宮本政志委員長 冒頭に言いましたように、今日議決したいんです。タブレットを使って申し合わせ事項を出してください。「今はございません」ではありません。タブレットに申し合わせ事項が入っていますので、画面に出してください。至誠一心会の意見としたら、双方30分だから申し合わせ事項のこの部分をこうするという形で出してもらわないといけません。便覧の中に申し合わせ事項が入っています。ここで暫時休憩します。

午前9時8分 休憩

午前9時18分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。至誠一心会の笹木委員から、先ほどの申し合わせ事項の変更も含めた詳細をお聞きします。

笹木慶之委員 申し合わせ事項 78 の一般質問の発言時間及び回数の改正です。

「一般質問の発言時間は、60 分（執行部及び議会は、30 分とする）」とし、発言回数は制限しないと。それ以外のところについては同じであります。なぜこの考え方を取るかというと、やはり執行部の発言時間が長くなるケースも起こり得ると。答弁が長くなることが起こり得るということになれば、それぞれの立場を尊重して、お互いが理解し合える時間帯で考えれば、議会の発言時間と執行部の答弁時間は、先ほど申し上げたように、それぞれ 30 分を限界とするという形の規定のほうがいいんじゃないかということが、私たちの会派の思いです。

宮本政志委員長 今の笹木委員の意見に対して、ほかの委員の方は御意見がございますか。

伊場勇委員 笹木委員は、先ほど議会と執行部がウィン・ウィンとおっしゃったんですけど、そもそもウィン・ウィンにしなければいけない理由はあるんですか。

笹木慶之委員 以前の話をしてはいけない場合もあるかもしれませんが、ややもすると、執行部の発言時間が長くて、例えば、質問の内容が長いために回答が正確性や明瞭性を欠くというケースがあります。あるいは、逆に答弁が延々と長くて、何の答弁がよく分からないということもあります。最初に申し上げたように、時間を縮小しようという前提で考えるならば、一般質問の質問内容を明確にして、そして、的確な答弁を求めるという姿勢に返ったほうがいいんじゃないかという思いです。したがって、先ほどウィン・ウィンという言い方をしましたが、お互いの立場を尊重した中でお互いの議論を高めて、そして、精度を高めていくということになるんじゃないかなということが私たちの思いです。

伊場勇委員 このたびの一般質問の在り方については、単に時間を短くしよう

というわけではなくて、議場で行う一般質問に緊張感を持たせること、そして、聞いている市民が分かりやすいような体制をしっかりと整えようということで、この時間の話があったと思います。一般質問は、何を聞くかも大事ですけど、どういう答弁があるかというところも非常に大事です。だから、私はそこに制限を加える必要はないと思います。例えば、執行部の答弁が長いというところについては、議会からまた別の次元でしっかり要望していくことが必要だと思います。私は、執行部の時間を制限する必要はないと思うんですよ。もし長い質問のために長い答弁があった場合には、議会から申出をしていただくなど、一般質問全体の在り方にもなりますけども、そういったことが必要であって、議員が30分ということについて、いろいろな資料が出てきましたし、現状を見たところでしっかりその時間を制限すべきだと思います。ただ、執行部はそうじゃなくてもいいんじゃないですか。ウィン・ウィンにするわけではなくて、本会議は議長が招集するわけですから、権限は議会にあるわけで、執行部に対しては別の方法で、「答弁が長い」という申入れをする形が一番理想的だと思うので、私は議員が30分と執行部が無制限という考え方でいくべきだと考えています。

笹木慶之委員 私たちは、先ほど申し上げたように、一般質問の性格上、今までいろいろな形で意見があったと思います。そのようにするべきじゃないかという議論の中から出てきた問題で、できれば簡素にして明瞭にした一般質問の体制を取るべきじゃないかということから事が始まって、それについてはもちろん明確な質問をしてほしいし、それから、それに基づいた正確な的確な答弁をしてほしいということが望むところです。したがって、あえてそれに30分というウィン・ウィンということだけを当てはめるのではなしに、おのずと質問者の立場と答弁者の立場に分かるわけですから、それに基づいた的確な判断をしてほしいということが我々の思いです。

宮本政志委員長 笹木委員、ちょっと待ってください。的確な判断をしてほし

いは、どこに的確な判断をしてほしいのでしょうか。

笹木慶之委員 執行部と質問者の両者です。

宮本政志委員長 そうすると、伊場委員と笹木委員のそれぞれの意見を聞いて、例えば、執行部の答弁を30分と限定した場合、議員は簡潔明瞭な質問をして、その質問に対して執行部が、わざと時間を長くするなどの意図ではなくて、本当に丁寧に分かりやすく答弁して、それが重なって30分を経過したときには、議長はこれを30分と規定しているんですから途中で切らないといけませんよね。議員の一般質問を遮るとかもう終わりますといったこともあっていいと。そういった前提ということではないんですか。至誠一心会は、その辺りをどういうふうに結論を出しておられますか。

笹木慶之委員 そのさばきについては、やはり議長権限ということで、的確に処理してほしいと思います。

宮本政志委員長 いやいや笹木委員、議長権限じゃなくて、ルールで執行部の答弁30分、議員の質問時間30分と決めた場合、時間が1秒過ぎた時点で、議長は権限などじゃなくて、「はい、執行部の答弁時間が30分経過しました。以上で終わります。」とされるわけです。「至誠一心会としてはそういったことが起こってもよろしいんですね」とお聞きしています。

笹木慶之委員 ですから、先ほど申し上げたように、議長が議会運営の中で処理される事案ですから、質問内容が的確でないような場合、不明瞭な場合、逆に、答弁が的確ではない、よく分からないようなことについては、やはりいろいろな形でさばきがあると思います。それはそれとして当然起こることですから、それらを含めた時間の有効活用ということで、質問者とそれから答弁者が同じ時間帯で物事を考えて、そしてそれを的確

確に処理するということではないかと思います。

宮本政志委員長 笹木委員、今、御意見を言われましたけど、私は端的に質問しております。至誠一心会のお考えとしたら、執行部の答弁が途切れるルールをつくってもいいんですねと聞いています。いいのか、いけないのかのどちらかです。

笹木慶之委員 結論的に言えば、そういうケースは出るかもしれません。それは質問者だって同じことじゃあないですか。質問だって途中で「やめてください」ということになるかもしれません。だけど、それはそれとして、答弁の途中であれば、やはり「簡略に締めてください」ということになるかもしれません。だけど、それは70分だって90分だって30分だって同じだと思いますよ。だから、今申し上げたように、30分ずつという形のルールで行くならば、お互いの立場を尊重しながらそれに対して簡潔明瞭な議会運営に努める中での的確な答弁を求めたいと、的確な質問をしてほしいということになろうかと思います。

宮本政志委員長 今の話から行くと、至誠一心会としたら、途中で時間が来ましたと。執行部の答弁や質問者の質問が途中で終わっても仕方ないと、そういうケースもあるだろうということです。それも踏まえた、あるいはそれ以外のことで構いません。御意見はありますか。

大井淳一郎委員 執行部の時間に制限をかけないほうがいい理由の一つを挙げます。議員が質問している、それに対して答弁している、三つぐらい答えようとしていたが、二つ目を答えたところで執行部が持ち時間を使い果たしてしまったときに、打ち切らざるを得ないんです。聞いているほうからすれば、十分な答弁を引き出せないまま終わってしまうということがあるんです。もう1点は、これは最近ないんですけれども、例えば、議員がある問題について追及するときに、執行部が、故意ではないということも含めて、長く答弁することで時間を使っていくんですよ。30

分使ったら、結局、本質に入れないまま終わってしまうということもできてしまうんですよ。その意味で、執行部には制限をかけないほうがいいんじゃないかというのが、私の会派の意見です。笹木委員の言われる、的確な質問や的確な答弁をすべきだというのは、時間が何分であろうが必要だと思います。自戒の念を込めて、そのように思っております。

宮本政志委員長　今、大井委員がおっしゃった、一般質問の質を深めるべきだと、それが前提だということは、山田議員もおっしゃっていましたね。それについて、至誠一心会の笹木委員から何かございますか。

笹木慶之委員　先ほど申し上げたとおりです。特段ありません。

宮本政志委員長　特段ありませんじゃなくて、大井委員は執行部の答弁時間の制限は必要ないということの理由を述べられたんです。それに対してもう何も申し上げることはないということですか。

笹木慶之委員　先ほどから申し上げておるとおりですから、それはそのように理解してほしいと思います。私たちは、先ほど申し上げましたが、的確な質問と的確な答弁を時間の中できっちりしていこうという思いがあるわけです。だから、そこについてはお互い対等の立場で物事を考えて、お互いの答弁と、それから質問が折り合うようにしっかり取り組んでいくべきだと申し上げています。

宮本政志委員長　そうすると、議員の質問の簡素化、あるいは精度を高める質問しようというのはいいんですが、執行部に対して精度を高める答弁、簡素な答弁、的確な答を求めるにはどうしたらいいんでしょうね。議会でルールを決めるんですか。もし決めるのであれば、詳細をお聞きしたいんですけど。

笹木慶之委員　ルールがあるわけではありません。

宮本政志委員長 今、ルールはありませんよ。

笹木慶之委員 いやいや、そうじゃなくて、議会が勝手に決めるルールじゃないんじゃないですか。質問する側と答弁する側が行うことであって、不明瞭な、不明確な内容があったときには、もちろんその以前の聞き取りできちんと確認することが必要かと思います。しかし、そうでない場合もあります。ですから、それについては、例えば、議会運営の進行の中で議長から指示がある場合もあるかと思いますが、質問者から「今の答弁ではよく理解できません」というやり取りがあるかもしれません。いろいろなことを考えながらやり取りするのが一般質問ですから、それに対して、ああしろ、こうしろというルール化にはならないと思います。

宮本政志委員長 そうすると、言われていることが矛盾しています。さっきから質問と答弁をセットでいいと言っているわけです。つまり、前はハーフ・ハーフという言葉、今日はウィン・ウィンという言葉を使って、議員の質問時間とそれに対する執行部の答弁時間を一緒にしようと。先ほどから答弁も質問も一緒にして精度を高めるとか簡素化とか的確化とかおっしゃっているから、執行部の答弁にもそのようなルール決めるんですか、そういうお考えなんですかと聞いているんです。今、もう一つ言われた執行部の答弁が長かった場合、あるいは聞いていることと違うことを執行部が答弁している場合、それに少し触れられましたが、それは議長権限というよりも——前回、私は一般質問をやりました。自分の質問と違うことを部長が答えられたから、「いやいや、自分の質問に対しての答弁をしてください」と言って、議長にも私の意見を認めていただきました。そういうふうに、議員の中でも幾らでもできます。先ほどから質問と答弁を一緒に言っているんですよ。精度を高める、簡素化する、的確化すると、「質問と答弁」って言っているんです。そうすると、執行部に対してどのようなルールづけをされるんですかとお聞きしているんです。その辺りを答えてください。

笹木慶之委員 一般質問というのは、両者があって行えるものなんです。独り舞台じゃないわけです。質問に対して答弁をしてもらうという形です。だから、もちろん先ほど申し上げたように内容を明確にして、そして時間は迅速にして、お互いの意見が整うようにしっかり議論ができるような場になってほしいと思っているわけです。時間的な制限について、あえて申し上げておりましたが、その立場を考えれば、お互いの時間帯で、30分ずつで、たまたまハーフ・ハーフという言葉がありましたが、ウィン・ウィンという力関係のものではありますが、両者兼ねて物事は考えていくべきだなと思います。だから、執行部に何をどうしろというようなことにはならないと思います。もちろんやってみないと分からない面もあるかと思いますが、それはその場で処理してもらいたいと思います。

宮本政志委員長 笹木委員、さっきから支離滅裂なことばかり言うておられるから休憩を入れましょう。よく意味が分からない。暫時休憩します。

午前9時35分 休憩

午前10時13分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほどまでの議論の中で、委員から御意見等はございますか。

大井淳一郎委員 僭越ながらこの話を少し整理させていただくと、この問題はあくまでも一般質問の時間を70分から60分に変えようというものではないと考えております。基本的に70分を60分に変えるんじゃないくて、議員の持ち時間を30分にしましょう、執行部の時間をどうしましょうかという議論の中で、今、意見が分かれています。片や制限なし、片や執行部も30分でいいじゃないかということなんです。私が先ほど

申し上げましたように、執行部の持ち時間を30分にすると、議員が質問している途中で執行部の持ち時間がなくなってしまった場合、そこで質問が不調に終わってしまうんです。これはお互いにとってよくないんじゃないかということで、執行部の答弁には制限をかけないで、議員は30分という制限の中での的確に質問してもらおうという意図で話をさせていただきました。これを前提に議論を進めていただければと思います。

宮本政志委員長 今、大井委員から、すごく分かりやすく論点を説明していただいたんです。それについて、笹木委員や伊場委員から御意見等はございますか。

笹木慶之委員 先ほどのいろいろな議論の中で、これは勘違いという意味じゃなしに、やはりこの一般質問の在り方についていろいろ検討しておったわけです。その中でまず決めたいことは、質問時間を30分にしたいということの方向性です。そういった話の中で、これは全体的な時間をやはり見直すべきじゃないかという意見も出たわけで、その延長線上にウィン・ウィンという話があったわけです。一部誤解があったかもしれませんが、それについて私たちの会派では、それを提案云々したわけじゃないわけで、方向性の意見を言っただけであって、だから今までどおり70分というような全体的な時間の中で、議員の質問時間が30分という制約を加えるということについては、我々については特に問題ないということになるわけです。

宮本政志委員長 ちょっと待って。今までどおりの70分とおっしゃいましたか。（「30分の言い間違いでしょう」と発言する者あり）

笹木慶之委員 もちろん、もちろん。私たちは30分しか質問時間がないわけですから。だからそれについてのあれはないということです。

宮本政志委員長 執行部の答弁には時間制限をかけまいと。

笹木慶之委員　そういうことです。

宮本政志委員長　なるほど。皆、一緒ですね。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

伊場勇委員　今、至誠一心会も執行部の時間は無制限ということにするということで、これは9月定例会については議運決定事項として試行するのが理想的かと思います。

宮本政志委員長　そうしますと、みらい21にしても至誠一心会にしても創政会にしても、一般質問については、議員の持ち時間を30分にして、執行部の答弁時間に関しては制限を設けないという方向で、9月定例会から実施するというので、そのように議運決定したいんですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）付議事項1点目、一般質問の時間に関しては決まりました。続きまして、二つ目の通告書についてです。

伊場勇委員　この通告書についてですが、私から創政会の意見を集約したものを例として提出したいと思います。暫時休憩をお願いいたします。

宮本政志委員長　それでは、暫時休憩します。

午前10時18分　休憩

午前10時27分　再開

宮本政志委員長　それでは、委員会を再開します。付議事項1点目、一般質問の在り方の中の論点の二つ目、通告書についてです。通告書について御意見はございますか。

伊場勇委員 創政会から資料を提示させていただきました。御覧ください。変更するところは、休憩のタイミングの部分から下になります。「質問事項 1」、「質問要旨 1」、「質問項目 1」という形の変更です。今までは、「一般質問の件名」が左にあって、右に「要旨（できるだけ詳細に）」という二つの項目の各欄がございました。それを 3 段階に分ける形です。その趣旨は、今までは要旨のところに、人によってはしっかりと質問の背景、趣旨、目的を書かれた方もいらっしゃいましたが、そうでない方もいらっしゃいました。議長からは、「市民が分かりやすいように、なぜこの質問するのかを書くように」と言われておりましたが、なかなか議員全員ができているとは言い切れない状況であると思います。なので、この「質問要旨」というところを加えたらどうかという提案でございます。なぜこの質問をする必要があるのか、その目的は何なのかというところの見える化によって、市民にも分かりやすい質問になる環境づくりができると考えています。通告書については、次の 9 月定例会からぜひ取り入れていただきたいと思います。一般質問通告締切りが近いことも重々承知しておりますが、9 月定例会では試行的に取り入れていただきたいと思います。

宮本政志委員長 今、創政会の伊場委員から意見がございましたけど、9 月定例会からのほうの時期はこの後。まずこの通告書の変更について、内容も含めてほかの委員の方、御意見はございますか。

大井淳一郎委員 通告書に詳細まで書いてほしいということは、議長が前々から言われていることなので、それを踏まえてのことだと思います。今回、伊場委員から提案がありました質問の要旨の欄については、通告期限までの時間は短いかもしれませんが、質問する人はなぜこの質問をするのかを分かった上で通告書を書くのが当たり前だと思っていますので、この様式を求めたからといって特段の不利益はないと、時間的にタイトだとは思わないと思います。ですので、提案のあったとおりに私の会派も賛同したいと思います。

宮本政志委員長 至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員 この取扱いにつきましては、私たちもいろいろと議論をしております。やはり質問要旨については、的確に把握して、そういった背景をつくるということなのですが、質問項目は詳細まできちんと明確にしてほしいということで、それは結構です。一つだけお聞きしたいのは、「質問項目」が二つあるわけですよ。大項目が質問項目になって、その下に要旨があって……

宮本政志委員長 一つは「質問事項」ですよ。

笹木慶之委員 勘違いです。「質問事項」と「質問項目」ですね。分かりました。

宮本政志委員長 そうしますと、一般質問通告書はこの内容でいいですね。伊場委員が先ほど試行的にとおっしゃいましたので、この変更は3会派ともこの内容でいいと。試行的に始めて、また変更が出れば今後の議会運営委員会で改正していけばいいと思います。では、先ほど伊場委員が言われた、9月定例会から早速この通告書に変更して一般質問を行いたいということに関して、ほかの委員の御意見はいかがですか。

笹木慶之委員 私たちの会派の中では、やはり速やかにということで、9月議会から取り組むべきだと考えます。

大井淳一郎委員 同じ意見です。ただ、全員協議会是一般質問通告締切後にあると思います。ですから、今日、議運決定して、あくまでも全員協議会は報告の場なので、今日の決定をもって速やかに議会事務局から一般質問通告書はこのように書いてくださいとメールすると思います。事務局、できますね。確認したいと思います。

岡田議会事務局議事係長 議運決定していただいた後は、その旨を全議員に速やかに周知させていただきます。

宮本政志委員長 大井委員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

高松秀樹議長 様式はこれで行くということなのでいいんです。一般質問する議員にはしっかり書いてもらわなければいけないです。しかし、例えば、質問要旨 1（背景、趣旨、目的）とあって、趣旨と目的はどうなのかと思うんですよ。書き方はこれでいいんですけど、大事なのは、大井委員が言われたように、なぜこの質問をするのか、何のためにするのかというところを書き込んでもらいたいんです。事務局の作業になると思うんですけど、解説の中に入れたほうがいいんじゃないかと思います。例えば、質問事項 1 にはこういったことを書いてくださいとか、質問要旨はこういったことを書くんですよとかがあると分かりやすいかもしれないですね。それはここでわざわざ議論する必要はないと思うんですけど、どうですか。

宮本政志委員長 委員の皆さん、今、議長がおっしゃったことは、私が事務局と打ち合わせて、最終的には議長の決裁を頂きます。大井委員が言われるように、次はもう事後報告の全員協議会になります。あまり日数がないので、また議会運営委員会で決定するとなると非常にタイトで難しいので、私に一任していただいてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）笹木委員、いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、今の解説に関しては私と事務局ですり合わせて、最終的には議長の決裁を頂いて、全議員になるべく早くメール等でお送りするようしましょう。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項の 1 点目、一般質問の在り方ですが、この時点で申し合わせ事項の変更等に関して何か御意見はございますか。

伊場勇委員 時間のことは、このたびは試行的です。申し合わせ事項については、また全員で決定しなければいけないことですから、時間のところはいいかと思います。申し合わせ事項のことではないんですが、一般質問の在り方や本質について、再度議会運営委員会として全議員に確認していただきたいというところがあります。この一般質問というのは、市の事務に対して、その執行の状況、将来の方針、行政の課題などを、執行機関に直接ただすということ、また、所信を問うことによって、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせるということ、また、現行の政策を変更正させ、あるいは新規の政策を採用させるということが特に大きな意義だと思います。議長からも議員に対して再三お示しいただいているところではございますが、こうやって一般質問の時間も通告書も試行的に変更するに当たって、再度締め直していただく上でも、まず御確認をしていただきたいと思います。また、一般質問の方法でございますけれども、やはり市民の方が聞かれていますので、声の大きさ、スピード、発音もはっきりとしたものにするということに気をつけると。また、その質問の趣旨や論点を明確にするということや難しい用語を多用しないということも必要かと思います。また、個別の要求だけではなくて、全体の奉仕者であるということをしっかし前提に置くということ。また、その通告外の質問に波及しないように気をつけていただくこと。また、資料についても、議場で使う資料は必ず議長の確認を取ると。そして、資料を準備するのであれば、その資料にはしっかりと触れて、分かりやすい一般質問に努めることも必要かと思っています。そういった事項を、全員協議会になるかと思いますが、議員の皆さんに再度確認していただきたいと思っています。

宮本政志委員長 今、伊場委員から２点ございました。事務局、基本条例や会議規則は問題ないと思うけど、申し合わせ事項の変更に関して、今、創政会の伊場委員から「９月定例会から試行するから、今回は変更しなくていいのではないか」という意見があり、私もそう思うんです。みらい

2 1 や至誠一心会から意見を聞く前に、申し合わせ事項の変更をしなくても別段問題ないですね。

岡田議会事務局議事係長 今回の点について過去の例を申させていただきますと、例えば、直近で言いますと服装の自由化を議運決定において試行しているところです。そして過去、代表質問をどのようにするかという議論があった際にも、試行的なものという観点から、申し合わせ事項はそのままにして、議運決定において取扱いを決めるという例はございました。

宮本政志委員長 岡田係長が言われたように、今回の一般質問の状況に一番近いのは代表質問の時のことですね。これも議運決定事項として進めて、申し合わせ事項は変えずに行っていました。大井委員、笹木委員、このたび申し合わせ事項は手を加えませんが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それと、伊場委員から一般質問の在り方についての御意見がうる出ました。非常に大事なことです。議員の皆様は、議員研修を通じて、あるいは個人でいろいろ調べるなどして、当然理解しているとは思いますが、全員協議会は少し後になってしまうので、なるべく早いうちに伊場委員が言われたことも事務局とすり合わせして、全議員に周知していく方向でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

岡田議会事務局議事係長 事務局から一般質問について確認させていただいてよろしいでしょうか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）ただいま一般質問の時間と通告書について御議論いただいたところでございます。では、そのほかの部分については従来どおり行うという取扱いでよろしいでしょうか。例えば、一般質問の際の本会議の開始時間は9時30分とするところとか、1日に原則4人までとするところとかは、これまでと変わらずということよろしかったでしょうか。

宮本政志委員長 そうですね。今、岡田係長が言われた点や休憩の件もありま

すが、その辺りの変更というのはどうしますか。

伊場勇委員 今日話した以外のところの変更は、特に必要ないと思います。

宮本政志委員長 そのままですね。ほかの委員の方よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、岡田係長が言った点や休憩などは従来どおりということで行います。よろしいですね。（うなづく者あり）それでは、付議事項一つ目、一般質問の在り方については終わります。それでは２点目、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択についてです。前回の議会運営委員会の中で、みらい２１の大井委員から厚生年金の件と主権者教育の推進、あるいは介護、出産、育児の両立、ハラスメント防止なども含めて意見書を出したらどうかという御提案がございましたけども、これについてみらい２１の大井委員、御意見等はございますか。

大井淳一郎委員 前回の議会運営委員会の中で、私と、吉永議員も賛同する形でこの話をしました。内容は、厚生年金のほかにも、主権者教育の観点、出産育児介護等の両立、ハラスメント防止のための取組ということについて加えてはどうかと述べさせていただきました。しかし、よくよく考えてみますと、主権者教育や出産、育児、介護の両立、ハラスメント防止については、議会独自でもできるところはあるのかなと思っております。今回は、主眼であります厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択についてに絞って、提案されている意見書に私も賛同したいと思います。

宮本政志委員長 今、大井委員から、前回の議会運営委員会の中でのみらい２１の意見に関して、今回の資料として要望書を出していますが、そちらの方向性のみでよろしいという御意見がございました。

伊場勇委員 しっかりまとめられていると思いますので、この意見書でよろし

いと思います。

宮本政志委員長 至誠一心会はよろしいですか。

笹木慶之委員 我々につきましても、同様の判断の中で方向性を求めていきたい
いと思います。

宮本政志委員長 それでは委員会提出意見書案ということになりますけど、それを含めてこの内容でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですね。それでは付議事項の２点目について、事務局、いいですか。（発言する者あり）そうですね。９月定例会初日に案を出します。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、３点目は、陳情書（議員研修会を含め様々な会合の公開を検討することを求める陳情）についてです。こちらについて御意見等はございますか。回答案はつくっております。こちらについて、事務局から何かありますか。

岡田議会事務局議事係長 それでは、皆様のお手元に委員長がまとめられた回答案をお配りしております。これはまだ正式に決定したものではございませんので、ホームページ上の資料とはなっておりませんが、これについて御議論いただきたいと存じます。

宮本政志委員長 これについて御意見はございますか。少し時間を取りましようか。

大井淳一郎委員 これは事前に読ませていただいております。審査結果の中身を見ますと、前回の議会運営委員会での意見等が集約されておると思いますので、この回答でよろしいかと思います。

伊場勇委員 委員長、この件については暫時休憩を求めます。

宮本政志委員長 それでは、暫時休憩します。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 13 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。先ほど案を出しておりますが、これについて修正等がございますか。御意見はございませんか。

笹木慶之委員 それでは、私から意見を申し上げたいと思います。審査結果の部分の最後から 3 行目について読み上げたいと思います。「なお、会合には様々な性質のものがあるため、ある会合を公開することが適当か否かの判断については、必要に応じて議会運営委員会が行うこと」としたと考えますが、いかがでしょうか。

宮本政志委員長 今、笹木委員から修正の御意見が出ました。皆さんのお手元に資料としてお出ししたいので、ここで暫時休憩します。

午前 11 時 15 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

宮本政志委員長 それでは委員会を再開いたします。先ほど、至誠一心会の笹木委員から修正案が出ておりますので、修正をしたものを副委員長から読んでいただこうと思います。

森山喜久副委員長 それでは読み上げます。1、陳情要望書の件名、陳情書（議員研修会を含め、様々な会合の公開を検討することを求める陳情）2、審査結果本陳情書に基づいて、議員研修会を含む会合の公開の是非を検討したところ、会合の対象者や内容などを考慮し、市民等にも公開する

ことが適当な会合については積極的に公開すべきという結論となった。これは、開かれた議会を標榜していることから、性質が許す限り公開を検討することが望ましいため、また、過去には議員向けの研修会を公開で行い、そのときに市民として参加したものが現職議員となっている例があるなど、会合の公開には市民への議会に対する認知を広める効果や議会に新しい風を呼び込む効果が認められるためである。なお、会合には様々な性質のものがあるため、ある会合を公開することが適当か否かの判断については、必要に応じて議会運営委員会が行うこととした。

宮本政志委員長 森山副委員長から報告の修正を含めた案を読んでもらいましたが、こちら報告をするということで議決していただいてよろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では、こちらで報告いたします。続きまして、４点目のその他に入ります。まず、議会基本条例の検証についてです。これまでの議会運営委員会では、流れとしては今月下旬からと頭に入れておりましたけども、もう９月定例会の告示日も迫っております。議会基本条例の検証は９月定例会が終わってから速やかに着手して、１２月定例会前ぐらいには終わって、改正議案を１２月定例会で上程していこうという予定で考えております。何かそれについて御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、その方向でまいります。そのほか、委員の皆さんは何かありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局からは何かございますか。ありませんね。（うなづく者あり）議長よろしいですか。（うなづく者あり）それでは、以上をもちまして本日の第３０回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 １１時 ２５分 散会

令和 ６ 年（２０２４ 年） ８ 月 ２ ６ 日

議会運営委員長 宮 本 政 志